

## 12月18日(月) 3年次 人権教育講演会

来春、就職する人も、進学してアルバイトをする人も、また、アルバイトをしなくても、将来、誰もが仕事につくと思います。その際、被害者にも、加害者にもならないために働くための知識を学ぶことを目的に、3年次人権教育講演会を実施しました。講師には、ハローワーク姫路 学卒部門就職支援ナビゲーター 宮川将光氏をお招きしました。演題は「働く人の権利と義務～知って得するワークルール」。要旨は以下の通りです。

労働契約は、会社と働く人との合意で、自由に決められます。これを「契約自由の原則」といいます。けれど、どうしても働く人の方が弱い立場になりがちです。そこで、国が、働く人を守るための最低基準を法定化しています。これが、各種の労働法です。不利な条件が提示された時、それでも「分かりました」と言ってしまえば、労働契約が成立したことになります。会社は適正にルールを守る義務があります。一方、雇われる側も一定のルール（職場の規律）を守らなければなりません。これを「信義誠実の原則」といいます。

次に、事例研究として、「これって、ブラックバイト！！」募集条件の間違い探しに取り組みました。①最低賃金、②労働時間、③休憩時間、④有給休暇、⑤賃金支払いの原則⑥労働条件通知書、就業規則の確認など、法令に基づく説明、解説を聴きました。アルバイトでも有給休暇を取得できることを知ったり、休憩時間中に頼まれごとを引き受けるのは違反であることなど、新たな知識を得たことは、生徒たちにとって新鮮だったようです。

最後に、「働くことの心構え」を教えてくださいました。「あじたまご」です。  
あ・・・あいさつ、      じ・・・時間厳守      た・・・体調管理  
ま・・・前向きに、常に学ぶ姿勢      ご・・・尊敬語・丁寧語・謙譲語

